

公告時から変更された部分について、朱書きで記載している。

令和7年度 和歌山平野農地防災事業
関戸支線水路ゲート製作据付工事

特 別 仕 様 書

近 畿 農 政 局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘要
第1章 総則	令和7年度和歌山平野農地防災事業関戸支線水路ゲート製作据付工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」（以下「共通事項書」という。） （URL： https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、関戸支線水路（宮井水路）等にゲート等を製作据付するものである。	
2. 設置場所	設置場所は次のとおりである。 ①宮井本線ゲート 和歌山市和佐関戸地先 ②宮井分流ゲート 和歌山市和佐関戸地先	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 ①宮井本線ゲート （1）ゲート設備 1）形式 ステンレス製二段スライドゲート 2）寸法 純径間 5.85m、有効高 0.60m（上段扉 0.20m、下段扉 0.40m） 3）数量 1 門 （2）電気設備 1 式 （3）管理設備 1 式 ②宮井分流ゲート （1）ゲート設備 1）形式 ステンレス製スライドゲート 2）寸法 純径間 5.00m、有効高 1.60m 3）数量 1 門 （2）電気設備 1 式（宮井本線ゲートと共有） （3）管理設備 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 施工範囲	（1）本工事に係わる施工範囲は第2章3.に示す設備の設計、製作、輸送、据付（基礎コンクリート、二次コンクリート含む）及び試運転調整及び操作説明までの一切とする。 （2）次に示すものは施工対象外とする。 1）責任分界点までの引き込み外線工事 2）資機材の現場搬入道路の設置・撤去及び補修工事	
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。	

項 目	内 容	摘要						
	余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和7年6月19日から令和8年3月25日まで (余裕期間：契約締結の日から令和7年6月18日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。							
第3章 施工条件								
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおり想定している。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休日等は、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。							
2. 寒中コンクリート	(1) 本工事におけるコンクリート工事の施工に当たって、共通仕様書（土）第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。 (2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書（施）1-1-6に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。							
3. 工程制限	宮井本線・宮井分流ゲートの据付時期は、関連工事の水路工完了以降（令和8年2月）とする。							
4. 工事を施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（土日含まない平日3日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
5. 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時まで。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。							
第4章 現場条件								
1. 関連工事等	受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度和歌山平野農地防災事業関戸支線水路第4工区工事（仮称）</td><td>R7.8～R8.3（予定）</td><td>宮井本線ゲート 宮井分流ゲート</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	工 期	備考	令和7年度和歌山平野農地防災事業関戸支線水路第4工区工事（仮称）	R7.8～R8.3（予定）	宮井本線ゲート 宮井分流ゲート	
工 事 名	工 期	備考						
令和7年度和歌山平野農地防災事業関戸支線水路第4工区工事（仮称）	R7.8～R8.3（予定）	宮井本線ゲート 宮井分流ゲート						

項 目	内 容	摘要
2. 搬入路	現場への搬入路は、10tトラックの進入が可能である。	
3. 第三者に対する措置	(1) 現場内への立入制限等 工事現場の安全確保のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。 (2) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況、第4章1に示す関連工事との調整等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 騒音振動対策 騒音・振動等の発生を行う作業については、その対策に十分配慮及び関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 (4) 交通対策 1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 このため、工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておくものとする。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、現形復旧を行うものとする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
第5章 提出図書等		
1. 承諾図書	共通仕様書（施）1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から40日以内に提出するものとする。承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	
第6章 仮設		
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。	
第7章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	本工事の工事用地および工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。	
2. 工事用地等の使用	工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は一切を受注者の責任により処理するものとする。 また、工事完了後、地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を提出するものとする。	

項 目	内 容	摘要																																		
第8章 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資料名 令和4年度 和歌山平野農地防災事業 関戸支線水路実施設計業務報告書 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返却場所 和歌山平野農地防災事業所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく、他に公表してはならない。 (5) その他 発注者が返却を指示した場合は、速やかに返却するものとする。																																			
第9章 試運転調整	本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者において負担する。 なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。																																			
第10章 設計																																				
1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。																																			
2. 設計諸元	本ゲート設備計画は、次の条件により設計するものとする。 (1) 宮井本線ゲート <table border="1"><tr><td>型式</td><td>ステンレス製二段スライドゲート</td></tr><tr><td>純径間</td><td>5.850 m</td></tr><tr><td>有効高</td><td>0.600 m（上段扉 0.20m、下段扉 0.40m）</td></tr><tr><td>ゲート敷高</td><td>EL 7.940 m</td></tr><tr><td>門数</td><td>1 門</td></tr><tr><td>設計水深</td><td>前面 1.300 m（EL 9.240 m） 後面 0.000 m（EL 7.940 m）</td></tr><tr><td>操作水深</td><td>前面 1.300 m（EL 9.240 m） 後面 0.000 m（EL 7.940 m）</td></tr><tr><td>水密方式</td><td>前面3方ゴム水密</td></tr><tr><td>開閉装置</td><td>電動ラック式</td></tr><tr><td>操作方式</td><td>機側操作、リモコン操作、遠方操作</td></tr><tr><td>開閉速度</td><td>0.3 m/min 程度</td></tr><tr><td>揚程</td><td>1.700m</td></tr><tr><td>準拠基準</td><td>鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）</td></tr><tr><td>許容たわみ度</td><td>支間の 1/600以下</td></tr></table> (2) 宮井分流ゲート <table border="1"><tr><td>型式</td><td>ステンレス製スライドゲート</td></tr><tr><td>純径間</td><td>5.000 m</td></tr><tr><td>有効高</td><td>1.600 m</td></tr></table>	型式	ステンレス製二段スライドゲート	純径間	5.850 m	有効高	0.600 m（上段扉 0.20m、下段扉 0.40m）	ゲート敷高	EL 7.940 m	門数	1 門	設計水深	前面 1.300 m（EL 9.240 m） 後面 0.000 m（EL 7.940 m）	操作水深	前面 1.300 m（EL 9.240 m） 後面 0.000 m（EL 7.940 m）	水密方式	前面3方ゴム水密	開閉装置	電動ラック式	操作方式	機側操作、リモコン操作、遠方操作	開閉速度	0.3 m/min 程度	揚程	1.700m	準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	許容たわみ度	支間の 1/600以下	型式	ステンレス製スライドゲート	純径間	5.000 m	有効高	1.600 m	
型式	ステンレス製二段スライドゲート																																			
純径間	5.850 m																																			
有効高	0.600 m（上段扉 0.20m、下段扉 0.40m）																																			
ゲート敷高	EL 7.940 m																																			
門数	1 門																																			
設計水深	前面 1.300 m（EL 9.240 m） 後面 0.000 m（EL 7.940 m）																																			
操作水深	前面 1.300 m（EL 9.240 m） 後面 0.000 m（EL 7.940 m）																																			
水密方式	前面3方ゴム水密																																			
開閉装置	電動ラック式																																			
操作方式	機側操作、リモコン操作、遠方操作																																			
開閉速度	0.3 m/min 程度																																			
揚程	1.700m																																			
準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）																																			
許容たわみ度	支間の 1/600以下																																			
型式	ステンレス製スライドゲート																																			
純径間	5.000 m																																			
有効高	1.600 m																																			

項 目	内 容		摘 要								
	ゲート敷高	EL 7.940 m									
	門数	1 門									
	設計水深	前面 1.600 m (EL 9.540 m)									
		後面 0.000 m (EL 7.940 m)									
	操作水深	前面 1.600 m (EL 9.540 m)									
		後面 0.000 m (EL 7.940 m)									
	水密方式	前面 3 方ゴム水密									
	開閉装置	電動ラック式									
	操作方式	機側操作、リモコン操作、遠方操作									
	開閉速度	0.3 m/min									
	揚程	1.700 m									
	準拠基準	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）									
許容たわみ度	支間の 1/600 以下										
3. 主要材料	(1) 主要材料は、JIS規格品又は同等品以上とする。 (2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。										
	<table><tr><th>材料名</th><th>規格</th><th>適用</th></tr><tr><td>スキンプレート</td><td>JIS G 4304</td><td>SUS304</td></tr><tr><td>主桁</td><td>JIS G 4304</td><td>SUS304</td></tr></table>	材料名	規格	適用	スキンプレート	JIS G 4304	SUS304	主桁	JIS G 4304	SUS304	
材料名	規格	適用									
スキンプレート	JIS G 4304	SUS304									
主桁	JIS G 4304	SUS304									
	(3) 製作に使用する鋼材等は、特に指定するもの以外は鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）に準拠する。										
第11章 構造及び製作											
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。 (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」、第4章「水門設備」及び第12章「電気設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。										
2. ゲート設備	(1) 扉体 主要部材はSUS材を使用するものとし設計圧力に十分耐えうるものとする。 (2) 水密構造 水密ゴムは合成ゴムとし、取替え可能な構造とするものとする。また、水密ゴム取付けボルトはSUS材を使用するものとする。 (3) 戸当り 主要部材はSUS材（コンクリート埋設部はSS材）を使用するものとし設計圧力に十分耐えうるものとする。 構造は鉄骨門柱式とし、開閉器架台に接続するものとする。 戸当り金物は、扉体から伝達された水圧荷重をコンクリート内へ安全かつ有効に分布伝達するとともに、十分な強度を有する構造とする。 (4) 開閉装置 1) 開閉器架台、ラック棒の材質は、SUS材とする。 2) 開閉装置には、将来の遠方操作に備え、開度発信機（0～100%、DC 4～20mA）を設け、機側操作盤へ表示可能なものとする。 (5) 操作台（タラップ、手摺、侵入防止扉）										

項 目	内 容	摘要					
第12章 運転操作 1. 運転管理	SS材（溶融亜鉛メッキ）とする。 (6) パネル板 パネル板はアクリル製とし、取付材料はSUS材とする。						
	(1) 将来は遠方（中央管理所）から受益地区全体の主要施設を集中管理して操作を行う予定であるので、全閉、全開、開動作、閉動作といった情報伝送に必要な端子を設けるものとする。 (2) 機側における運転管理の内容は次のとおりとする。 <table><tr><th>管理項目</th><th>備考</th></tr><tr><td>状態表示</td><td>1) 共通 動力電源、制御電源、機側操作、遠方操作、リモコン操作 2) 各号機 電源、↑（開中）、↓（閉中）、停止、全開、全閉</td></tr><tr><td>故障表示</td><td>1) 共通 動力電源漏電、制御電源漏電、動力主幹MCCBトリップ、非常停止 2) 各号機 非常上限、3E動作、開過トルク、閉過トルク、MCCBトリップ、接点溶着</td></tr></table>	管理項目	備考	状態表示	1) 共通 動力電源、制御電源、機側操作、遠方操作、リモコン操作 2) 各号機 電源、↑（開中）、↓（閉中）、停止、全開、全閉	故障表示	1) 共通 動力電源漏電、制御電源漏電、動力主幹MCCBトリップ、非常停止 2) 各号機 非常上限、3E動作、開過トルク、閉過トルク、MCCBトリップ、接点溶着
管理項目	備考						
状態表示	1) 共通 動力電源、制御電源、機側操作、遠方操作、リモコン操作 2) 各号機 電源、↑（開中）、↓（閉中）、停止、全開、全閉						
故障表示	1) 共通 動力電源漏電、制御電源漏電、動力主幹MCCBトリップ、非常停止 2) 各号機 非常上限、3E動作、開過トルク、閉過トルク、MCCBトリップ、接点溶着						
2. 運転操作	(1) 操作盤及びリモコンからの手動操作並びに遠方操作とする。 (2) 自動操作は行わない。						
第13章 電気設備 1. 一般事項	(1) 電気設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。 (3) 電源・接続線・信号回路等の外部との接触部分には、高速避雷器等の確実な耐雷対策を行うものとする。 (4) 回路構成等 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。 2) 盤内照明はLEDとし、ドアスイッチにより点灯・消灯するものとする。 3) 盤内のスペースヒータは、スナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。 4) 遠方操作は水管理制御設備（将来）から行えるものとし、信号の受渡しは、第12章によるものとする。 (5) 指示計及び表示灯 1) 電圧計及び電流計は広角形とし、電流計はモータ毎に対応させる。 2) 状態表示及び故障表示は集合表示とし、ランプテストができるものとする。 3) 計器類及び表示等は、外部より見やすい位置に配置するものとする。 (6) 設置場所 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。						

項 目	内 容	摘要
	カ) 非常停止釐 1個 キ) 切替スイッチ 4個 7) 盤内主要取付機器 ア) 漏電遮断器 2P30AF/ 5AT 1個 イ) 配線用遮断器 3P30AF/20AT 1個 ウ) 配線用遮断器 2P30AF/20AT 1個 エ) 配線用遮断器 3P30AF/ 5AT 2個 オ) 配線用遮断器 2P30AF/ 5AT 3個 カ) 配線用遮断器 2P30AF/ 3AT 1個 キ) 避雷器 (SPD) クラスⅡ 2個 ク) サーキットプロテクタ 2個 ケ) 漏電リレー 2個 コ) 零相変流器 2個 サ) 3Eリレー 2個 シ) 進相コンデンサ20 μ F 1個 ス) 進相コンデンサ15 μ F 1個 セ) 変流器 2個 ソ) サーキットプロテクタ3A 4個 タ) 盤内スペースヒータ 1式 チ) 端子台 1式 ツ) タイマー 1式 テ) 盤内照明灯LED 1台 ト) 保守用コンセント 1個 ナ) 補助リレー 1式 ニ) サーモスタット 1個 ヌ) ドアスイッチ 2個 ネ) その他必要なもの 8) 受信機、送信機 ア) 共通事項 通信方式：単向通信方式 構成：リモコン受信器、リモコン送信器 イ) リモコン受信器 1個 周波数：314MHz帯 使用電源：AC100V～200V 出力方式：無電圧接点リレー 出力数：3（開、閉、停止） ウ) リモコン送信器 3個 周波数：特定小電力314MHz帯 使用電源：電池 使用周波数：3波のうち1波固定（切替可） 出力数：3（開、閉、停止） 9) 盤外付属設備 ア) 稼働表示灯（パトライト）赤色、緑色 2台 【宮井本線ゲート・分流ゲート】 (4) 引込開閉器盤 1) 形 式 屋外装柱取付型 1面 2) 使用場所 屋外 3) 材 質 ステンレス鋼板製 4) 盤内取付機器 ア) 電力量計（取付スペース） 2台分	

項 目	内 容	摘要
第14章 塗装 1. 一般事項	イ) 漏電遮断器 3P 50AF/30AT 1個 ウ) 漏電遮断器 2P 50AF/20AT 1個	
	【予備品及び付属品】 (5) 予備品及び付属品 1) リレー類 現用の各種毎に1個 2) ランプ、ヒューズ 現用の100% (LEDは現用の各種毎に1個) 3) 保守点検工具 1式 4) 予備品箱 1個	
	(1) 外注品の塗装仕様については、メーカー標準仕様とし、塗装色は監督職員と協議の上決定する。 (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い、仕上げるものとする。 (3) ステンレス部材及びコンクリート埋設部は塗装を行わないものとする。 なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。	
	2. 施工方法 (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。 (2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。	
	3. 付着量 操作台における溶融亜鉛メッキの膜厚は63 μ m (HDZT63) 以上とする。	
第15章 据付	受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については別途協議するものとする。	
1. 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。	
2. 機械設備	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。 (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。 (3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。 (4) 小配管設備の振動絶縁等が必要な所にはフレキシブルジョイントを設けるものとする。	
3. 電気設備	(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。 (2) 監督職員の指示する位置に引込柱を建柱するものとする。 (3) 電気設備技術基準に基づきD種接地を設けるものとする。 (4) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、電気盤については、日本電機	

項 目	内 容	摘要																					
4. 据付材料	工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR14 4）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備技術指針（高低圧編）」に示すAクラス以上とする。																						
	（5）電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。																						
	（6）電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。																						
	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																						
	（1）規格及び品質 本工事で据付時に使用する主要材料の規格および品質は下記によるものとする。																						
	1）コンクリート コンクリートはレディーミクストコンクリートとし種類は次のとおりとする。																						
	<table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スラン プ (cm)</th><th>最大骨材 寸法 (mm)</th><th>水セメント比 W/C (%)</th><th>セメントの種 類による 記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋コンク リート</td><td>21</td><td>12</td><td>25</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>二次コン クリート</td></tr><tr><td>無筋コンク リート</td><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65以下</td><td>BB</td><td>基礎コン クリート</td></tr></table>	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スラン プ (cm)	最大骨材 寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種 類による 記号	使用目的	鉄筋コンク リート	21	12	25	60 以下	BB	二次コン クリート	無筋コンク リート	18	8	40	65以下	BB	基礎コン クリート	
	種 類	呼び強度 (N/mm2)	スラン プ (cm)	最大骨材 寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種 類による 記号	使用目的																
	鉄筋コンク リート	21	12	25	60 以下	BB	二次コン クリート																
	無筋コンク リート	18	8	40	65以下	BB	基礎コン クリート																
※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。																							
2）電線 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル（CV） JIS C 3605 制御用ビニル絶縁シースケーブル（CVV） JIS C 3401 ビニル絶縁電線（IV） JIS C 3307 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル JIS C 3342																							
3）電線管 鋼製電線管（G） JIS C 8305 波付硬質合成樹脂管 JIS C 3653 金属可とう電線管 JIS C 7309 耐衝撃性硬質ビニル電線管 JIS C 8430																							
4）鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 JIS G3112																							
5）その他 アンカーボルト 製造者規格 コンクリート柱 JIS A 5373																							
（2）見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。																							
	<table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>コンクリート</td><td>配合計画書・試験成績書</td></tr><tr><td>電線</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>	材料名	提出物	コンクリート	配合計画書・試験成績書	電線	カタログ、試験成績書																
材料名	提出物																						
コンクリート	配合計画書・試験成績書																						
電線	カタログ、試験成績書																						

項 目	内 容		摘要						
5. 特定建設資材の分別解体等	<table><tr><td>アンカーボルト</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>塗料</td><td>カタログ</td></tr><tr><td>その他材料</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>		アンカーボルト	カタログ、試験成績書	塗料	カタログ	その他材料	カタログ、試験成績書	
	アンカーボルト	カタログ、試験成績書							
	塗料	カタログ							
	その他材料	カタログ、試験成績書							
	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。								
	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体の方法					
①仮設		仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用						
②土工		土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用						
③基礎		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用						
④本体構造		本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用						
⑤本体付属品		本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用						
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用						
6. 既設構造物に対する措置	(1) 本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 (2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 (3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 (4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。								
7. 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては監督職員に報告し、これを充足する。								
第16章 試験及び検査									
1. 検測又は確認（施工段階確認）	(1) 本工事の施工段階確認は、受発注者の協議にて決定することとする。 (2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 遠隔確認の対象工種については、（5）の遠隔確認についての1）により決定する。								

項 目	内 容					摘要
第17章 施工管理等 1. 主任技術者の資格 2. 工程管理 3. 施工管理	工 種	確認内容		確認時期	遠隔 確認 対象	備考
	水 門 設 備	出来 形 管 理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による	-	
		品質 管 理	施設機械工事等施工管理基準第2編第4章第2節「品質管理」による		-	
	電 気 設 備	出来 形 管 理	施設機械工事等施工管理基準第2編第8章第1節「直接測定による出来形管理」による	施設機械工事等施工管理基準第1編第1章第1節による	-	
		品質 管 理	施設機械工事等施工管理基準第2編第8章第2節「品質管理」による		-	
	(4) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。					
	(5) 工事現場等における遠隔確認について 1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。					
	2. 中間技術検査 (1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。					
	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。					
	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。					
施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、						

項 目	内 容	摘要
第18章 条件変更 の補足説明	受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 設計諸元等条件変更に係るもの 2) 関連工事との調整に係るもの 3) 不可抗力によるもの 4) 法・基準の改正に係るもの 5) その他本仕様書に定めがなく監督職員が認めたもの	
第19章 公共工事 に関係調査 に関する協 力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第20章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-29に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力4部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 週休2日 による施工	（1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	

項 目	内 容	摘要															
3. 1日未満で完了する作業の積算	(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>週単位の週休2日</td><td>月単位の週休2日</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>現場閉所1週間に2日以上</td><td>現場閉所率28.5%（8日/28日）以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。			週単位の週休2日	月単位の週休2日	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05
		週単位の週休2日	月単位の週休2日														
	現場閉所率	現場閉所1週間に2日以上	現場閉所率28.5%（8日/28日）以上														
	労務費	1.02	1.02														
	共通仮設費（率分）	1.05	1.04														
	現場管理費（率分）	1.06	1.05														
	(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf																

項 目	内 容	摘要
第21章 定めな き事項	(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	